

別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

近代日本教育博物館成立史

氏 名

高田 麻美

論 文 内 容 の 要 旨

近年では、博物館と学校との関係強化—いわゆる「博学連携」—が求められており、そのあり方について議論が深化しつつある。博学連携論が隆盛するようになった契機は、一般的に 1989 年の学習指導要領改訂だと指摘されている。具体的には、小学校学習指導要領の社会科の記述において、博物館の「活用」という文言が盛り込まれた。この改訂では、生涯教育・生涯学習理念の定着を背景に、博物館と学校との関係構築が促されている。これ以降の学習指導要領においても、(一部)改訂を重ねるごとに、他教科に関しても博物館の「活用」、さらには博物館との「連携」が規定されてきた。それゆえ、現在の博物館の多くは、学校との連携を強めるべく、さまざまな教育活動を模索・実施しつつある。

しかしながら、博学連携の契機を教育政策という外在的要因のみに求めてもよいのだろうか。博物館側に博学連携の内在的契機はなかったのだろうか。博物館の教育活動に関する歴史的変遷を詳細にみていくと、博物館が学校・地域と相互に影響関係を保ちながら成立してきたことが理解できる。つまり、博物館の教育機能に学校・地域との連携が基本原理として組み込まれていたことが指摘できるのである。

近代日本において教育活動を意識的に実施した最初の博物館は、文部省が 1877(明治 10)年に設置した教育博物館(1881 年に東京教育博物館と改称。本研究では文部省教育博物館と総称する)であった。文部省教育博物館は、初等・中等教育および自然科学に関する資料を国内外から広く収集・展示を本格的に行なった。そのうえ、同館は、実験器具をはじめとする教具の貸し出し、教員を対象とした講習会などの教育活動を積極的に実施した。同館に関して、石附実は「近代教育のショウ・ルーム」と称し、近代教育の普及に貢献したと高く評価している。1890 年の第二次小学校令や 1891 年の「小学校設備準則」が制定されるまでの間、教具に関する国家としての基準は明示されなかったため、各学校は自主的に教具を揃える必要があった。その手助けをしたのが教育博物館であった。こうした文部省教育博物館の取り組みを参考に、独自に教育博物館を設置する府県も登場した(以下、府県が設立した教育博物館を府県立教育博物館と称す)。

教育博物館の設立は日本に限らず、19 世紀後半の欧米諸国においても盛んであったこと

が知られる。世界における教育博物館の設立状況を分析したアンドリュースによると、教育博物館は次の二つに大別されるという。すなわち、広く市民教育を目指した教育博物館—「広義の教育博物館」—と、学校教育を専門とする教育博物館—「狭義の教育博物館」—とに分けられるといい、日本で成立した教育博物館は後者に類するものと理解できる。後者のようなモデルを選択したことが、博物館の教育機能のなかに学校との連携を含むようになった契機としてみることができる。さらに、日本の教育博物館は学校に限らず、その地域の諸機関と関わりを保ちつつ、教育活動を展開していった。そこで本研究では、日本各地に設置された教育博物館の成立過程に着目し、その歴史的意義を解明することを目的とする。

本研究の検討を通じて明らかにしたことは次の通りである。従来の研究では、文部省教育博物館はトロント教育博物館を「模倣」し、さらに各府県も文部省教育博物館を「模倣」したというモデル館模倣論が通説的に理解されてきた。これに対し、本研究では「三つの関係性」という観点から、近代日本における教育博物館の成立過程を検討した。

一つ目の関係性—文部省教育博物館と北米の教育博物館との関係—について、文部省は北米での視察を通じて、教育普及を目的とした教育博物館の存在に接し、それに関する情報を米国ならびにカナダで収集した。そこで、第1章ではモデルとなったトロント教育博物館とワシントン教育博物館の設立経緯と活動を整理した。前者は英国教育博物館をモデルに、芸術資料の展示に重点を置いた。設立の中心的役割を果たしたイガートン・ライアソンは、公教育制度が成立したばかりのアップーカナダにおいて、多くの市民の教養や「審美眼」を高める必要があると捉えた。そこで、ライアソンはかかる問題に対応するため、トロント教育博物館の展示を活用することを考えた。他方、米国連邦教育局のジョン・イートンは、教育局の権限を強化するとともに、全米の教員に対して最新の教具・教授法を伝授することを目的にワシントン教育博物館の設立を希求した。両者の目的および対象者を比較したところ、トロント教育博物館が「広義の教育博物館」と、一方のワシントン教育博物館は「狭義の教育博物館」と分類されることが明らかになった。

文部省教育博物館は「狭義の教育博物館」の一つとして捉えられるが、従来の研究において、同館はトロント教育博物館をモデルとしたと指摘されてきた。では、同館がトロント教育博物館のような「広義の教育博物館」でなく、「狭義の教育博物館」となったのはなぜなのだろうか。そこで、第2章では文部省が摂取した教育博物館情報を検討した。文部太輔田中不二麿は、生徒の教育に資する博物館のあり方に関心を寄せながらも、その具体的方針を模索しつつあった。そのような状況下で田中は渡米し、万国教育会議に出席する機会を得た。そこでは世界の教育博物館について議論が交わされた。議論を主導したのは米国教育家たちであり、彼らは設置予定のワシントン教育博物館を念頭に置きつつ「狭義の教育博物館」のあり方に

関心を寄せていた。田中の問題意識をふまえると、同会議の議論が一つの契機となって、「狭義の教育博物館」に注目した可能性がある。さらに田中はトロント教育博物館を視察し、とりわけ学校教育に関わる展示資料に興味を持っていたことがうかがえた。彼は北米で接した教育博物館情報のうち、初等・中等教育の普及を主目的とした活動を展開すること、教育活動の主な対象を学校や教師とすること、「教育ディポジトリ」機能の部分的導入の三点を文部省教育博物館に取り入れ、同館を設立させたことが浮き彫りになった。

二つ目の関係性—府県立教育博物館と文部省教育博物館との関係—について、第6章で大阪府教育博物館の事例を、第7章で福岡博物館の事例を検討した。大阪・福岡ともに設立当初の基本的な活動方針は文部省教育博物館のそれを引き継いでいた。とりわけ大阪府に関しては、文部省教育博物館から継承した目的に照らし、「教育ニ従事スル篤志者」の資質向上を目指した教育活動—「器械見学会」を開催した点が注目される。ただし、両館とも財政基盤が府県会にあったため、活動方針は決して固定的なものではなく、議会の審議において変容する余地を残していた。

三つ目の関係性—各館と地域との関係性—について、文部省教育博物館および府県教育博物館についてそれぞれ検討した。まず文部省教育博物館に関して、先行研究では、文部省教育博物館の教育活動は館の判断によるものと理解されてきた。だが、第4章において学校貸出の成立過程を検討したところ、東京府庶民夜学校の前例が同館の資料貸出の在り方に変容を迫ったことが解明された。このことから、必ずしも同館の都合によってのみ教育活動が決められたわけではなかったと理解できる。さらには、文部省教育博物館における教育活動は、博物館と学校とが関わり合うなかで、学校の実情に即した普及方法が模索・実施されていたことが指摘できる。さらに、第5章で学術講義の意義と受講生への影響について検討した。東京府は公立学校の教員に対する講習会の整備に追われるがあまり、私立学校の教員への対応が後手にまわった。しかしながら、東京府の教育を下支えしたのは私立学校の教員であり、彼らの多くが無資格であった。それゆえ、無資格教員への対応が課題として残された。他方、文部省教育博物館は東京府に先行し、すべての教員を対象に学術講義を開催した。学術講義では自然科学に関する専門的な内容が教授され、受講者の資質向上に一定の役割を果たした。さらに、「算術教授法」を受講した逸見幸太郎の教案や講話案を分析したところ、講習内容が彼の教育実践や教育観に影響を与えていたことが示唆された。こうした事実から、同館が近代教育のハード面の普及にとどまらず、ソフト面の普及にも影響を与えていたことが解明された。一方、二つの府県立教育博物館に目を転じてみると、両館とも府県会の議論によって活動が左右されていたことが明らかとなった。議員は博物館の必要性を一定認めつつも、財政難ゆえ、その存置が問われた。館を存続させるためには、来館者数の増加という目に見える形での有用性を示すことが条件とされた。そこで、大阪府では

来館者を増やすために教育活動の対象を広げ、他方、福岡県では民間団体に委託するという対応をとった。これらはモデル館の文部省教育博物館にはみられず、府県教育博物館の独自の活動と指摘できる。両館とも来館者数が伸び悩み、結果として閉館に至る。

19世紀後半の欧米では近代教育制度が成立し、その普及をはかる一つの方策として、教育博物館の活用が考案された。1870年代の日本も同様の目的のもと、各地に教育博物館が設立された。しかしながら、各館は短期間のうちに縮小・閉館に至っている。文部省教育博物館に関しても、森文政の縮減政策の一環として、1889年7月に高等師範学校附属に縮小されている。教育博物館はなぜこのような憂き目にあうこととなったのだろうか。一つの理由として、制度的基盤の欠如が挙げられる。学校教育とは異なり、文部省は国レベル・府県レベルの教育博物館に関する規定を設けていない。それゆえに設立・運営方法は運営者の裁量に委ねられるという脆弱性をはらんでいた。1890年の第二次小学校令や1891年の「小学校設備準則」において学校における教具に関する規則が制定され、さらに同時期に民間の教具会社が勃興するようになると、教育博物館の必要性は相対的に低くならざるを得なかったものと考えられる。

他方、近代日本の教育博物館には次のような歴史的意義があったと理解できる。すなわち、第一は「狭義の教育博物館」として成立したため、博学連携が教育博物館における基本機能の一つとして備わっていた点である。また、本研究を通じて、博学連携という考え方は文部省教育博物館から始まり、大阪府や福岡県という府県へ広がっていたことが解明された。1870年代の学校教育は、ペスタロッチ主義に端を発する開発主義教育の影響を受け、実物を用いた教授法が重視されていた。こうしたなか、国家レベルおよび府県レベルの教育博物館は国内外における教育資料の収集・展示にとどまらず、さまざまな教育活動を行なった。これらの活動を通じて、教育博物館は近代教育の普及を推進するという重要な役割を果たした。これと関わって、教育博物館における第二の意義として、公立・私立を問わず、すべての教員に学びの場を提供した点が指摘できる。学校教育制度の成立以降、全国各地において質の高い教員の養成が急務とされた。師範学校による教員養成には限界があり、実際の教育現場は多くの無資格教員によって担われていた。こうした状況に対し、教育博物館は国内外の教具を展示・貸し出すとともに、最新の教授法を教員に教授するという教育活動を行ない、教員の資質向上に貢献したと考えられる。

第三は、先述の通り、文部省教育博物館も府県立教育博物館も統一の制度が不在であったがために、地域の学校・教員あるいは議会の要求を取り入れつつ、柔軟な教育活動を展開することが可能であった点である。近代教育の模索期において、学校制度だけでは地域から出されたあらゆるニーズに対応しきれなかったものとみられる。それゆえ、教育博物館が地域のニーズを先んじて補完することが可能であったと考えられる。